



認定 NPO 法人 税制優遇の内容

NPO法人ココロのバリアフリー計画は、2017年1月26日に東京都から「認定 NPO 法人」として、認定されました。これにより、みなさま（個人・法人）のご寄付は、税制優遇の対象となります。

① 個人が寄付をした場合

支払った年分の所得控除として寄付金控除の適用を受けるか、または税額控除の適用を受けるか、いずれか有利な方を選択することができます。※詳しくは、国税庁のホームページをご覧ください。

※リンク先：<https://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1263.htm>

② 法人が寄付をした場合

一般の損金算入限度額とは別枠（特別損金算入限度額）で、損金算入ができ、一般の NPO 法人への寄付と比べ、経費として扱える寄付金の限度額が高くなります。

③ 相続人が認定 NPO 法人に相続財産を寄付した場合

相続税の課税から除外されます。

※詳細は、お近くの税務署にお尋ねください。